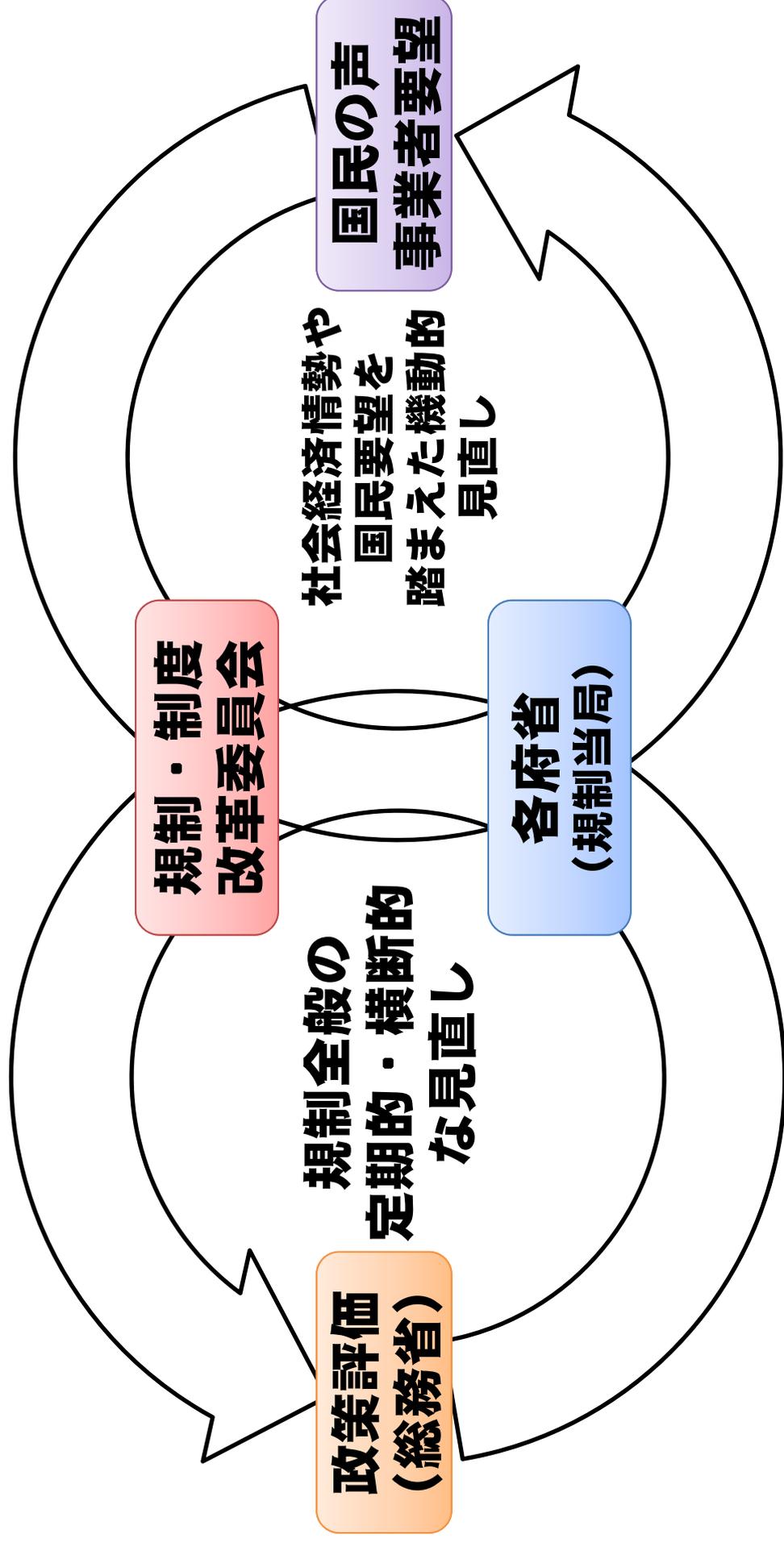


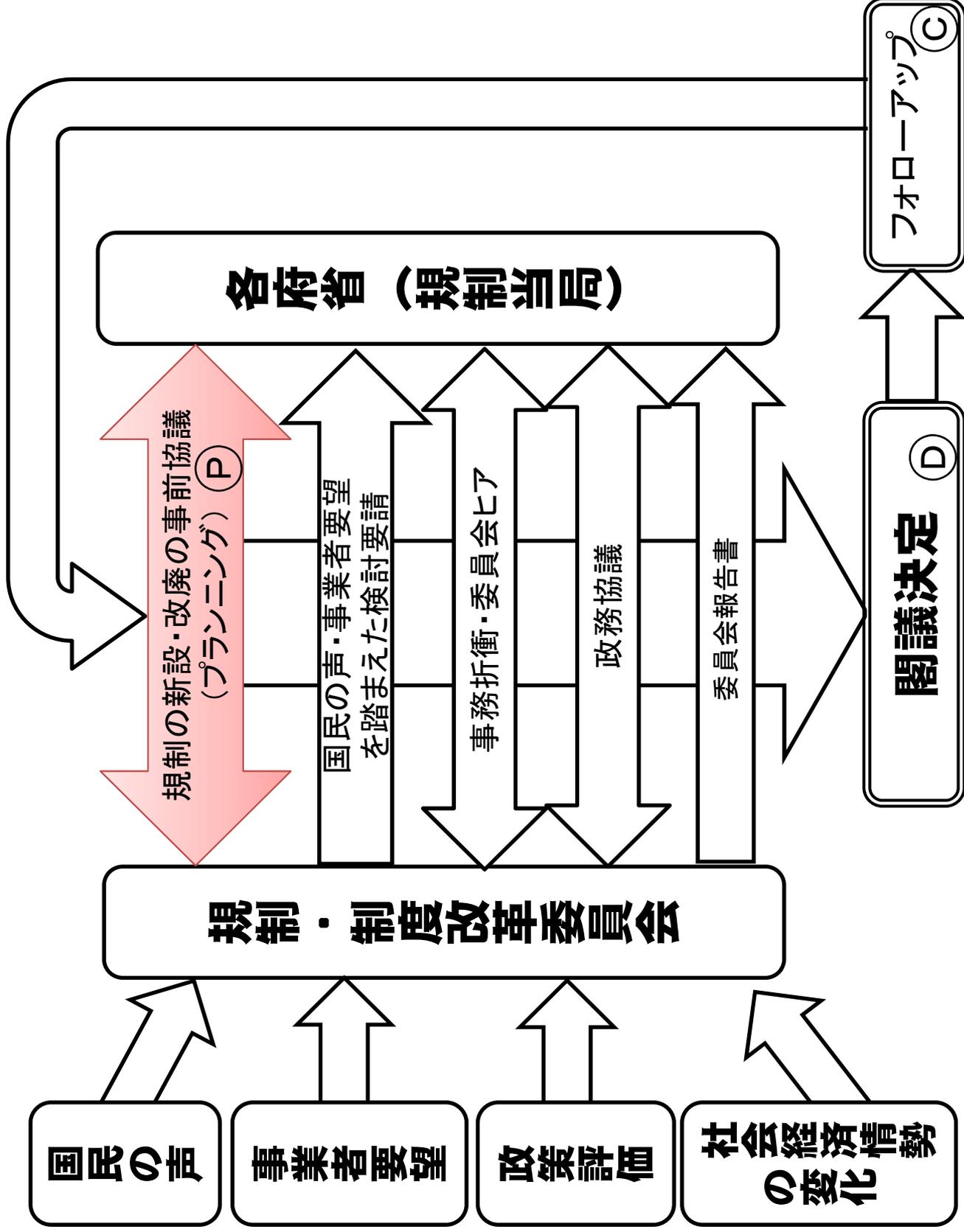
規制・制度改革の体制イメージ

〈PDCAサイクルの確立〉

〈年度サイクルの定常化〉



年度サイクルの進め方イメージ(案)



規制全般の定期的・横断的見直し（たたき台）

規制全般の見直しの仕組み（統一的ルールの策定等）については、当委員会においてこれまで複数回にわたって議論し、関係する過去の閣議決定、既往・現行の取組等を整理し、再構築する必要性について確認をしてきたところ。

こうした経緯を踏まえ、これまで当委員会において取り組んできた「年度サイクルの定常化」に加え、規制全般に係る「PDCAサイクルの確立」が重要であることから、これらを車の両輪として機能させるため、以下のような改善を図るものとする。

第1 規制の統一的把握について

総務省において現に行われている「許認可等の統一的把握」を、規制全般の見直しの仕組みの中に位置付ける。（別添図中①）

〈現状〉

- 昭和60年の閣議決定「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の方針について」に基づき、総務省行政評価局において、「許認可等の統一的把握」を定期的実施。平成21年3月末時点で国の許認可等総数は13,869件。
- なお、内閣府規制・制度改革担当事務局では、「規制に係る総括的報告について」を平成22年7月に公表。許認可等総数は13,556件。

〈論点〉

- これらの調査は、国による規制の全体像（総数）を把握するのには役立っているところ、規制全般の見直しに活用していくことを考えてはどうか。
- 規制全般の見直しの仕組み（PDCAサイクル）に組み込むとすれば、どのような方法があり得るか。（例えば、項目を充実し、把握作業に合わせて当該規制の見直し時期（下記第3参照）を確定することが考えられるのではないか。）

第2 規制の新設・改廃に当たっての事前審査について

政策評価法に基づき規制の新設・改廃に際して行われている「事前評価」の実施時期を前倒しし、評価結果を当該規制に反映させた上で、閣議決定等に付するものとする。（別添図中②）

〈現状〉

- 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設・改廃を行うにあたっては、各府省庁は、事前評価を実施し、その結果を公表・総務省に送付することとされている。総務省はこれを受理し、その点検を行い、必要に応じて客観性を担保するための評価を行う。
- この公表・送付時期が、閣議決定の後、もしくは閣議決定とほぼ同時となっている場合が見受けられ、制度の趣旨が必ずしも徹底されていないおそれがある。なお、評価結果の公表については、法律によるもの場合は、遅くとも法律案の閣議決定までに、政令によるもの場合は、遅くとも行政手続法に基づく意見公募手続までに行うこととされている。（規制の事前評価の実施に関するガイドライン）

〈論点〉

- 現状では、規制の新設・改廃にあたっての説明責任を果たす機能は果たしているものの、事前評価の本来の役割の一つである政策への反映の観点からは、改善の余地があるのではないか。
- 時期の設定については、現状の各府省における政策立案（審議会における審議、関係機関、与党等との調整プロセス）と並行して評価作業が行われている実情、総務省が行う点検活動の内容・深度等を踏まえつつ、政策判断に貢献する評価・点検・反映の在り方を検討する必要があるのではないか。

第3 一定期間が経過した規制の見直しについて

規制の見直し実施時期に関して、政策評価制度の下では、「社会経済情勢の変化等」により「適切なタイミング」で事後評価を行うこととされているところ（「政策評価の基本方針」、定期的な規制の見直しが図られるよう、一定期間経過後に事後評価を行うべきことを明確化する。
（サンセット原則の明確化）（別添図中①）

〈現状〉

- 規制の事前評価に際しては、「当該規制が社会経済情勢に照らしてなお適切であるかの判断を行う時期・条件」を記載することとされている。事後評価については、「社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする」とされている。
- 規制改革会議時代には、各府省において、「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」に基づく見直しが行われている。現在も、規制の新設を含む法律案（閣法）については、5年を標準として、一定期間経過後の見直しを行う旨の条項を設けることとされている。
- なお、現状において、事後評価は、実施手段としての規制を含めた「施策」を単位として行われることが通例。

〈論点〉

- これらの見直しを確実に発動させるためには、「社会経済情勢の変化」があった場合に加えて、あらかじめ次回見直しの時期を宣言し、当該時期が到来した場合には評価が求められる仕組みを確立することが必要ではないか。
- 見直し条項が設けられていない規制事項についても、見直し年度を明示することが必要ではないか。
- 事後評価の実施方法については、評価のための評価、点検のための点検に陥らないよう、その事務負担量や実効性とのバランスなども踏まえた検討が必要ではないか。

第4 規制・制度改革担当大臣の関与のあり方について

- 1 規制・制度改革担当大臣は、社会経済情勢等を踏まえ、改革を推進する上で重要な規制・制度の項目を選定し、当該項目及び当該項目を選定した理由を総務大臣に通知する。
- 2 総務大臣は、行政機関の規制・制度に係る政策評価の点検をした場合には、1の項目に該当するものを規制・制度改革担当大臣に通知する。
- 3 規制・制度改革担当大臣は、必要があると認めるときは、総務大臣に対し、再評価等（政策評価法第12条第2項の規定に基づくもの）を行うことを求める。

(別添図中③)

〈現状〉

- 総務大臣は、評価の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができるとされている（政策評価法第15条第4項）。一方、規制・制度改革担当大臣は政策評価の実施においてこのような権限を有していない。
- 点検を行った後に行う政策評価法第12条第2項に基づく再評価等については、各府省の自己評価を原則とする中で、現行の閣議決定（政策評価の基本方針）において詳細な手順が定められている。

〈論点〉

- 我が国の規制・制度改革を推進する上で特に重要と考えられるものについては、規制の見直しPDC Aにおいても、規制・制度改革担当大臣が何らかの形で関与するべきではないか。例えば、上記のようなスキームを設けることとしてはどうか。
- このため、規制・制度改革担当大臣は、各府省が行う自己評価について総務省が行う点検において、その充分性等を判断するという形での関与が適当ではないか。

PDCAサイクルの確立について(案)

